

規制シート(様式)

080199900320001

平成28年12月27日

規制の名称	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成11年法律第32号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 井上 俊剛
規制目的	金融業者がその貸付業務のために行う社債の発行等による貸付資金の受入れに関し、社債の購入者等の保護に資すること。		
規制内容の概要	社債の発行等により貸付資金を受け入れる特定金融会社等の登録制、資本金又は出資の総額の要件、業務又は経理の状況に関し報告する義務、貸付状況等を明確に表示するための会計の整理 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	金融業者が発行する社債の購入者等の保護のため、社債の発行等による貸付資金の受入れをする金融業者について、一定の財産的基礎等を要件とする登録制度、金融業者の貸付状況等を明確に表示するための会計の整理を義務付ける等の規制を維持することが妥当。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		